

大阪広域環境施設組合規則第14号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成27年規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができる非常勤職員)</p> <p>第2条 条例第2条第3号ア(イ)の組合規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。</p> <p>(育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、条例第3条の2第2号の組合規則で定める場合について準用する。この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは「1歳6箇月到達日」と、「第2条第3号イ」とあるのは「<u>第2条第3号ア(ア)</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができる非常勤職員)</p> <p>第5条 条例第21条第2号の組合規則で定める非常勤職員は、第2条に定める非常勤職員で所定の勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</p>	<p>(育児休業をすることができる非常勤職員)</p> <p>第2条 条例第2条第3号ア(ウ)の組合規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。</p> <p>(育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p>第4条 [同左]</p> <p>2 前項の規定は、条例第3条の2第2号の組合規則で定める場合について準用する。この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは「1歳6箇月到達日」と、「第2条第3号イ」とあるのは「<u>第2条第3号ア(イ)</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができる非常勤職員)</p> <p>第5条 条例第21条第2号イの組合規則で定める非常勤職員は、第2条に定める非常勤職員で所定の勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。